

「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」について

■ 指針の構成（目次）

前文

第1 定義

第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

1 運営方針の明確化に関する事項

2 質の高い事業の実施に関する事項

3 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項

4 普及啓発の実施に関する事項

5 関係機関との連携・協力に関する事項

6 国際交流に関する事項

7 調査研究に関する事項

8 経営の安定化に関する事項

9 安全管理等に関する事項

10 指定管理者制度の運用に関する事項

第3 国、地方公共団体の取組等に関する事項

1 国の取組に関する事項

2 地方公共団体の取組に関する事項

3 その他の関係機関の協力に関する事項

■ 前文

現在の指針（一部抜粋）

本指針は、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、設置者又は運営者が、実演芸術団体等、国及び地方公共団体並びに教育機関等と連携・協力しつつ、劇場、音楽堂等の事業を進める際の**目指すべき方向性を明らかにすることにより、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図ろうとするものである。**

劇場、音楽堂等は、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る**人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものである。**

劇場、音楽堂等は、**文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場**であり、また、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための**地域の文化拠点**である。また、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる**心豊かな生活を実現するための場**として、また、社会参加の機会を開く**社会包摂の機能を有する基盤**として、常に**活力ある社会を構築するための大きな役割**を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、「**新しい広場**」として、**地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や、国際化が進む中で国際文化交流の円滑化を図り国際社会の発展に寄与する「世界への窓」になる役割**も期待されており、国民の生活においていわば**公共財**ともいべき存在である。また、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた**実演芸術は、無形の文化遺産**でもあり、これを守り、育てていくとともに、新たに創り続けていくことが求められる。

前回WGでのご意見

【指針の在り方】

- 指針に書かれている各項目の環境は12年で大きく変わっている。
例えば、コロナ禍を経て、ITの活用が創造環境や発信にどう影響を与えたか等を思い返す必要がある。
- 2040年頃から起こる人口減少がどのように館の存在を脅かすのか、喫緊の課題として認識していかなければならない。
- ジェンダーギャップやハラスメント問題、フリーランス法の施行などについて、指針に書き込むことが難しかったとしても意識すべき。
- 全国一律で指針を適用するのは難しく、捉え方や考え方を整理すべきではないか。
- 例えば国立公文書館の指針は全国の公文書館の盾のようになっている。劇場指針は星座のようなものでありつつ、小さな館にも配慮し、予算獲得や課題に対して使えるものになると良いのではないか。
- 関係団体のほか、特色ある活動をしている館、地域の拠点館などへのヒアリングを行い、現場の声を生かしていく必要。

【劇場等の機能・在り方】

- 劇場がどのような芸術文化を創造するか、どのように利用されるべきかという劇場の存在意義や運営理念の充実を図るべき。
- 芸術文化を本当の意味で創造発信するために、劇場は何のためにあるのか、運営のための専門的な知識とは何なのかなど、抜本的な劇場の在り方を考え直す必要があるのではないか。
- 劇場は実演芸術の場。身体を鍛錬し、ある芸術性にたどり着くために最も重要なのは時間と場所であり、それを確保するのが劇場である。

■ 前文（つづき）

現在の指針（一部抜粋）	前回WGでのご意見
我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。 本指針は、こうした諸課題を克服し、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図ることを目的として、設置者又は運営者が取り組むべき事項を定めるものである。 なお、本指針は、劇場、音楽堂等をめぐり新たな課題等が生じた場合には、適時にこれを見直すこととする。	【地方の課題】 ● 地方にいと文化芸術に触れる機会が少ない。 ● 地域の劇場で特定分野の公演が行われないことにより、創客にも課題が生じる。 ● 地域の劇場ではスタッフが不足している。経営面が厳しい中でオペラやバレエのようなコストのかかるものが避けられる傾向にあり、期間が開いてしまうことでノウハウが伝わっていかないという現状がある。その結果、仕事をしたい人が東京に出てくることで、スタッフの東京一極集中につながっていることも課題。

■ 第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

1 運営方針の明確化に関する事項〔参考：3. 施設の運営方針（P8、30）〕

※〔 〕は全国公立文化施設協会「令和6年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」の該当箇所

現在の指針（一部抜粋）	前回WGでのご意見
設置者は、劇場、音楽堂等の運営方針を長期的視点に立って明確に定めるとともに、同方針を周知し、必要に応じ適切に見直すよう努めること。 地方公共団体が設置する劇場、音楽堂等については、各地方公共団体が定めた文化芸術振興のための条例・計画等に則しつつ、同方針を定める必要がある。	● どのような方針で文化芸術を提供するかは、市民のニーズを踏まえる必要がある。

2 質の高い事業の実施に関する事項

〔参考：9. 主催文化事業（P12、77-82）、12.事業運営にあたっての課題(P14、89)、15.貸館事業の実施状況(P15、97-119)〕

現在の指針（一部抜粋）	前回WGでのご意見
(1) 設置者又は運営者は、劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、実施する事業を適切に決定するよう努めること。また、創造性及び企画性の高い事業、特色のある事業、利用者等のニーズ等に対応した事業その他の質の高い事業として実施するよう努めること。その際、実態を勘案しつつ、以下に留意する必要がある。 ア 実演芸術の公演を企画し、実施した実績が相当程度ある劇場、音楽堂等にあっては、創造性及び企画性がより高く、かつ、特色のある実演芸術の公演を実施し、その成果を広く国内外に発信すること。 イ ア以外の劇場、音楽堂等にあっては、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態や利用者等のニーズ等を勘案しつつ、創造性及び企画性を要する実演芸術の公演を試行するなどの姿勢が求められること。 ウ 公演を行う者の利用に供する事業の実施に当たっては、設置目的及び運営方針を踏まえるとともに、利用者等のニーズ等を十分に勘案すること。 エ 年齢や障害の有無等にかかわらず、より多くの利用者が実演芸術の公演を鑑賞できるよう、字幕を表示した公演を実施するなどの様々な工夫や配慮等を行うこと。 (2)設置者は、劇場、音楽堂等の事業について、適切な評価基準を設定し、毎年の利用状況等の短期的な視点のみならず実演芸術の水準の向上や地域の活性化への貢献などの長期的な視点も踏まえた評価を適切に実施するよう努めること。 事業の評価結果と当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性を検証し、評価結果を事業内容の見直しに適切に反映させるよう努めること。 評価の実施に当たっては、利用者等の視点に配慮するとともに、定量的指標のみでは測り得ない実演芸術の定性的側面に十分に留意する必要がある。	【劇場等における事業の在り方】 ●時代に合わせて音楽コンサートなど、臨機応変に対応するべきだという考え方がある一方で、もっと能や狂言などに特化してほしいという意見もある。 ●各地の劇場の自主事業において、どのように人材育成や地域貢献ができるかを、既存事業として考えるのではなく、専門家不在という課題の本質を見るべき。 【劇場ごとの役割】 ●劇場ごとに役割は異なり、それぞれ分野ごとの特性や劇場のスペックなどがある。一律に何かを決めるのではなく、劇場ごとの役割が違うことを前提にすべき。また分野によって地域の拠点をつくっていくべき。 ●劇場ごとに機能は異なるのだから、役割を明確に分けたうえで必要な支援を行うべきではないか。 【社会包摂】 ●障害の有無は、文化芸術を楽しむ、体験するという点において違いはない。 ●社会包摂の視点は12年前よりも我々の日常に入ってきているが、人やお金がかかる。 ●障害のある方がアクセスしやすい環境になってきているが、社会包摂に関する事業に取り組む劇場はまだ3割程度である。より多くの劇場が取り組めるよう指針でも何か定義できると良い。 ●バリアフリーという言葉の概念は広いため、具体的な視点を持てると良い。 ●税制の活用により物理的な障壁を取り除くことも進展すると良いが、部分的な改修ではバリアフリー化できない劇場が多いのも実態。 ●子供舞台芸術鑑賞体験支援においては、障害をもった子どもが学校等を通じなくとも鑑賞できるような視点を持って事業展開してほしい。 【評価等】 ●公共施設として、社会的便益、外部性の把握、評価の仕方、必要性などについて議論し、市民にもその情報を提供すべき。 ●地方創生の観点でも、世界に発信できる一流レベルの技術や知識を持って地域活動に貢献することの価値をしっかりと評価し、促進する枠組みを検討すべき。

3 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項

〔参考：4.館長等の状況(P8、31-44)、5.職員の採用状況(P10、45-46)、6.専門的人材の確保(P10、47-49)、10.人材養成事業(P13、83-85)〕

現在の指針（一部抜粋）

(1)設置者又は運営者は、
実演芸術の公演等を企画制作する能力、舞台関係の施設・設備を運用する能力、組織・事業を管理運営する能力、実演芸術を創造する能力その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する人材の養成を行うよう努めること。

他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等及び大学等と連携・協力し、実践的な知識及び技術を習得するための研修その他の養成のための機会を設けるとともに、人材交流を行うよう努めること。

その際、以下に留意する必要がある。

ア 事業実施のために必要な専門的人材が配置されている施設にあっては、指導者の派遣、研究会の開催等により、自らの専門的知見を広く他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等に提供すること。

イ ア以外の劇場、音楽堂等にあっては、アの劇場、音楽堂等との継続的な連携・協力関係を構築することにより、専門的助言を得られる体制を確保すること。

ウ 大学等との連携・協力に当たっては、実践的な知識及び技術の効果的な習得を重視すること。劇場、音楽堂等の施設等も活用しつつ、大学等における授業を行うこと。学生が専門的な業務を体験する効果的なインターンシップの実施を検討するとともに、将来的には連携大学院制度等の活用等も検討すること。

(2)設置者又は運営者は、設置目的及び運営方針を踏まえ、当該劇場、音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材の範囲の特定、確保の方法、職制等を明確にし、専門的人材を配置するとともに、各自の能力を十分に発揮し得る職場環境を確保するよう努める。その際、以下に留意する必要がある。

ア 事業実施のために必要な専門的人材が配置されている施設にあっては、より質の高い事業を継続的に実施する観点から、年齢構成に配慮しつつ、分野ごとに必要な専門的人材を適正に配置すること。また、各事業間相互の連携が図られるよう配慮すること。

イ ア以外の劇場、音楽堂等にあっては、必要に応じてアの劇場から助言・協力を得つつ、専門的人材を配置する優先順位、配置方法等を検討するとともに、職制を整理し、専門的人材の効果的な配置及び充実を図ること。

(3)設置者又は運営者は、関係機関と連携・協力しつつ、職員の資質の向上を図る研修等を行うよう努めること。

前回WGでのご意見

●専門人材の捉え方や専門性について、この12年で何が変わったのかを十分に話し合うべき。

【育成・確保の在り方】

●障害特性に関する研修などもあるが、実践を通じて人材を育てていくことが重要。

●教育や社会包摂を実践するには、非常に高い教養と経験が必要であり、実践を通じた人材を育成する場所が劇場。地域における恒常的な活動等を行うには、劇場専属の専門人材が必要。

●単発のワークショップを開くだけではなく、もっと本質的な深いレベルでの社会包摂を考えたときに、専門家が常に劇場にいるということが大事。

●劇場を管理運営する人材と、専門人材とのバランスを考える必要がある。指定管理では人事異動が頻発するため、専門家が常駐でいなければドキュメント以上のノウハウが残っていかない。人材の長期的な雇用を考えないと、劇場文化の成熟は図れないのではないか。

●館や地域の枠組みを超えるのは人であり、その人材育成が事業やワークショップの実施により動いている。

【人材不足】

●日常的な事業運営においても人が不足する中、障害のある方や要配慮の方を対象とする事業を実施するにはさらに人が必要になる。人、ノウハウ、予算が課題。

●地域の劇場ではスタッフが不足している。経営面が厳しい中でオペラやバレエのようなコストのかかるものが避けられる傾向にあり、期間が開いてしまうことでノウハウが伝わっていかないという現状がある。その結果、仕事をしたい人が東京に出てくることで、スタッフの東京一極集中につながっていることも課題。

（再掲）

【その他】

●本当の意味での若手育成は、プロになる前の段階から育成することを考えるべき。

4 普及啓発の実施に関する事項

〔参考：11.普及啓発事業(P13、77-82)〕

現在の指針（一部抜粋）	前回WGでのご意見
(1)設置者又は運営者は、設置目的及び運営方針を踏まえ、当該劇場、音楽堂等が実施する普及啓発のための事業について利用者等に周知し、関係事業を適切に実施するよう努めること。その際、実態等を勘案しつつ、以下に留意する必要がある。 ア 鑑賞機会の提供にとどまらず、利用者が参加する取組を行うこと。その際、利用者の実演芸術に対する関心及び活動に取り組む意欲を引き出し高めるよう工夫すること。 イ 実演芸術に親しむ機会を広く提供するため、積極的に鑑賞機会を設けるとともに、教育機関、福祉施設、医療機関等の関係機関と連携・協力しつつ、年齢や障害の有無等にかかわらず利用者等の社会参加の機会を拡充する取組を進めること。 (2)設置者又は運営者は、劇場、音楽堂等を活用し、特に児童生徒等に対して質の高い実演芸術に触れる機会を提供するよう努めること。その際、実態等を勘案しつつ、以下に留意する必要がある。 ア 地方公共団体その他の学校の設置者、教育機関及び実演芸術団体等との間に意見交換等の場を設けるなどして、地域全体で児童生徒等を対象とした質の高い実演芸術に触れる機会を充実する取組を行うこと。 イ 実演芸術団体等と連携・協力し、学校を訪問して実演芸術の公演を行うなどの取組を行うこと。	●文化芸術は触れる機会が大事であり、触れる機会が増えることで価値が向上する。体験を生み出すことで需要が高まっていくので、アクセスが非常に大切。 ●地域の劇場で特定分野の公演が行われないことにより、創客にも課題が生じる。（再掲） ●教育や社会包摂を実践するには、高い教養と経験が必要であり、実践を通じた人材を育成する場所が劇場。地域における恒常的な活動等を行うには、劇場専属の専門人材が必要。（再掲） ●バリアフリーという言葉の概念は広いため、具体的な視点を持てると良い。（再掲）

5 関係機関との連携・協力に関する事項

〔参考：14.地域・社会貢献活動の実施状況(P14、92-96)〕

現在の指針（一部抜粋）	前回WGでのご意見
設置者又は運営者は、他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等、教育機関等との連携・協力を積極的に進め、長期にわたり相互に利点を享受できる効果的な連携・協力関係を構築するよう努めること。その際、実態等を勘案しつつ、以下に留意すること。 ア 連携・協力する内容を当事者間であらかじめ十分に協議し、合意した事項を協定等の形で文書化し、定期的に連携・協力する内容の見直しを行うこと。 イ 所在する地域にかかわらず目指す方向性の一致する機関との間でも連携・協力を行うこと。特定の事業の領域において高い実績を有する劇場、音楽堂等にあつては、専門的知見を他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等に積極的に提供するなど、広域的に支援を行う役割を果たすことが望まれる。 ウ 他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等と連携・協力し、共同制作、巡回公演、技術提供その他の取組や情報交換を行うとともに、施設の効果的な活用等について検討すること。 エ 国立劇場及び新国立劇場にあつては、高度の専門的知見の提供など他の劇場、音楽堂等と積極的に連携・協力する方策について検討すること。他の劇場、音楽堂等にあつては、国立劇場及び新国立劇場が有する専門的知見の活用などの連携・協力について検討すること。	● 連携する機関や組織の特性も12年間で変わってきており、その変化についても捉えたうえで議論を進める必要。 ● 1つの劇場が拠点になり県内の劇場等とネットワークをつくることで、自主事業ではできない研修等を実施することで、実践的な人材育成を行っている事例がある。単館では難しいものも、劇場・音楽堂や文化施設の横のつながりで、人材育成や社会包摂の事業を普及・推進していくことができる。 ● 地域のネットワークにおける共同事業を通じて、それまで社会包摂に向けた事業をやっていなかった劇場が、自分たちに合った企画をつくり、ネットワークの中で課題を共有しながら実践している事例がある。 ● 館や地域の枠組みを超えるのは人であり、その人材育成が事業やワークショップの実施により動いている。（再掲）

6 国際交流に関する事項

現在の指針（一部抜粋）	前回WGでのご意見
設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的、運営方針、実態等を勘案しつつ、実演芸術に関する国際交流を推進するよう努めること。その際、以下に留意する必要がある。 ア 地域に居住する外国人、訪日外国人旅行者等との交流を図る取組を行うこと。 イ 海外の劇場、音楽堂等又は実演芸術団体等と連携・協力し、人的交流や情報交換を行うほか、一定期間地域に滞在し創造活動を行う芸術家の受入れ等を行うこと。 ウ 海外の劇場、音楽堂等又は実演芸術団体等と連携・協力して、海外公演の実施、国内への公演の招致、国際共同制作等を行うこと。	● 国際的な活動を行う際に、相手先や近隣の国際情勢の変化がどう影響しているかを無視することはできない。

7 調査研究に関する事項

現在の指針（一部抜粋）	前回WGでのご意見
設置者又は運営者は、実演芸術の動向、事業の効果、利用者等のニーズや評価等に関する調査研究機能の強化に努めること。その際、実態等を勘案しつつ、以下に留意する必要がある。 ア 事業の実施等を通じて得た知見等を他の劇場、音楽堂等に積極的に提供したり、他の劇場、音楽堂等と共同して調査研究を行ったりするなど、他の機関との連携・協力を推進すること。 イ 豊富な知見等を有する大学等、国立劇場、新国立劇場、実演芸術団体等その他の関係者との連携・協力を推進すること。	—

8 経営の安定化に関する事項

〔参考：8.施設決算(P11、55-76)〕

現在の指針（一部抜粋）	前回WGでのご意見
(1)設置者又は運営者は、事業の実施に当たって、国民又は住民の実演芸術に対する関心を高め、利用者の拡大を図るための工夫を行うよう努めること。その際、実態等を勘案しつつ、以下に留意する必要がある。 ア 利用者等のニーズや評価等に関する調査研究の成果を、事業の実施に適切に活用すること。 イ 劇場、音楽堂等の社会的意義及び事業内容について積極的に広報等を行い、国民又は住民の実演芸術に関する理解の増進並びに当該劇場、音楽堂等及びその行う事業についての支持の拡大に努めること。 ウ 普及啓発のための事業を積極的に実施し、実演芸術の公演又は発表を鑑賞する者の育成を図ること。 エ 観光、社会福祉等の分野の機関との連携・協力を図り、より多様で効果的な劇場、音楽堂等の活用を図ること。 (2)設置者又は運営者は、経営の安定化を図るため、事業の質を維持することを前提に、多様な財源を確保するよう努めること。その際、実態等を勘案しつつ、以下に留意する必要がある。 ア 助成金又は政策金融機関若しくは民間金融機関による融資等を活用すること。 イ 法人及び個人からの寄附金の活用を図ること。 ウ 賛助会員の制度等の構築及び運用を図ること。 (3)設置者又は運営者は、利用者等から日常的に寄せられる要望等に対応するための体制を整えとともに、要望等の内容を積極的に把握・分析し、適切な対応策を講じるよう努めること。	●劇場は採算的には厳しい施設であり、民間活力を使うのも難しい。 ●PPPは事業者にとってもビジネスチャンスであり、地域経済の活性化や地域の金融市場の発展にもつながる一方、最初からPPPありきではなく、望ましい調達方法や投資の方法を議論した上で、実施するかどうかを決めることが大事。 ●公共施設の更新に当たっては、長期的な視点で、将来世代の受益と負担の一致を図ることが必要。 ●劇場は人の集まる場所であり、まちづくりや観光にも関わってくる。ナイトカルチャーも話題になっているが、観光やまちづくりといった観点からも地域、拠点を考えていく必要があるのではないか。 ●文化芸術は触れる機会が大事であり、触れる機会が増えることで価値が向上する。体験を生み出すことで需要が高まっていくので、アクセスが非常に大切。（再掲） ●地域の劇場ではスタッフが不足している。経営面が厳しい中でオペラやバレエのようなコストのかかるものが避けられる傾向にあり、期間が開いてしまうことでノウハウが伝わっていかないという現状がある。その結果、仕事をしたい人が東京に出てくることで、スタッフの東京一極集中につながっていることも課題。（再掲）

9 安全管理等に関する事項

現在の指針（一部抜粋）	前回WGでのご意見
(1)設置者又は運営者は、劇場、音楽堂等が安全かつ快適な施設として維持管理されるよう、施設・設備の定期的な保守点検等を適切に行うよう努めること。 特に、施設・設備の改修等については、設置者において計画を立て着実に実施するとともに、設置者と運営者との間で、それぞれの責任を明確にし、適切な分担を図るよう努めること。 (2)設置者又は運営者は、事業を安全に実施し得る環境を確保するための安全管理に係る規程を整備し、劇場、音楽堂等の職員に徹底するとともに、施設・設備の安全管理を適切に行い得る体制の整備に努めること。 この場合において、設置者又は運営者は、劇場、音楽堂等の関係団体が連携・協力して作成する劇場、音楽堂等の安全管理に関する基準等を参考とすることも考えられる。 (3)設置者又は運営者は、避難、救助その他の災害応急対策及び災害復旧等の非常時における対応についてあらかじめ検討し、必要な対策を講じるよう努めること。その際、実態等を勘案しつつ、以下に留意する必要がある。 ア 非常時における優先業務を選定するとともに、事業継続体制や他の劇場、音楽堂等との連携・協力体制等を整えること。 イ 災害時において一時的に被災者を受け入れることにも配慮すること。	● 障害のある方や要配慮者に対する災害時における避難誘導等のガイドラインの整備が必要。

10 指定管理者制度の運用に関する事項〔参考：2.指定管理者制度導入状況(P7、23-29)〕

現在の指針（一部抜粋）	前回WGでのご意見
指定管理者制度は、公の施設の管理運営について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、それぞれの施設の設置目的を効果的に達成するため、設けられたものである。 設置者は、創造性及び企画性が劇場、音楽堂等の事業の質に直結するという施設の特性に基づき、事業内容の充実、専門的人材の養成・確保、事業の継続性等の重要性を踏まえつつ、同制度の趣旨を適切に生かし得る方策を検討するよう努めること。 その際、実態等を勘案しつつ、以下に留意する必要がある。 ア 質の高い事業を実施することができる専門的な知識及び技術を有する指定管理者を選定すること。このため、指定管理者を公募により選定する場合には、選考基準や選考方法を十分に工夫すること。 イ 公演等の制作、有能な専門的人材の養成・確保等には一定期間を要するという劇場、音楽堂等の特性を踏まえ、適切な指定管理期間を定めること。 ウ 指定管理者が公演を企画し、実施する場合には、これを円滑に実施できるようその実施方法等を協定等に適切に位置付けるなど配慮すること。 エ 劇場、音楽堂等の事業を円滑に行うことができるよう、指定管理者との間で十分な意思疎通を図ること。	● 劇場を管理運営する人材と、専門人材とのバランスを考える必要がある。指定管理では人事異動が頻発するため、専門家が常駐でいなければドキュメント以上のノウハウが残っていない。人材の長期的な雇用を考えないと、劇場文化の成熟は図れないのではないか。（再掲）

■第3 国、地方公共団体の取組等に関する事項

1 国の取組に関する事項

現在の指針（一部抜粋）

国は、法に基づき、次の事項について適切な対応を行うものとする。

ア 劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、実施する役割を果たすよう努めること。

イ 設置者又は運営者、実演芸術団体等その他の関係者及び地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

ウ 必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。

エ 国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずること。

（ア）独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

（イ）地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

オ エのほか、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うための必要な知識又は技術等の提供に努めること。

カ 外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずること。

キ 国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、エに基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずること。

ク 制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずること。

ケ 劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずること。

コ 法に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めること。

サ 学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずること。

2 地方公共団体の取組に関する事項

現在の指針（一部抜粋）

地方公共団体は、法に基づき、次の事項について適切な対応を行うものとする。

- ア 自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めること。
- イ 設置者又は運営者、実演芸術団体等その他の関係者及び国と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。
- ウ 必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。
- エ 地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずること。
- オ 制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずること。
- カ 劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずること。
- キ 法に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めること。
- ク 学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずること。

3 その他の関係機関の協力に関する事項

現在の指針（一部抜粋）

法の趣旨、目的を達成するため、本指針に定める事項を設置者又は運営者、国及び地方公共団体が実施するに当たっては、実演芸術団体等、教育機関等は積極的に協力することが求められる。

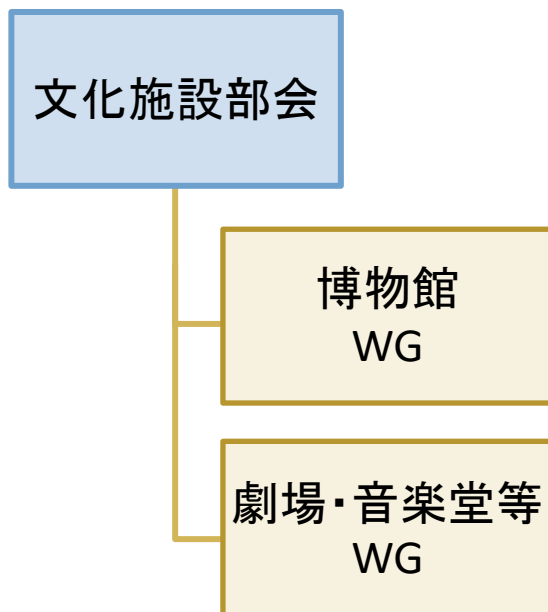
【参考】各ワーキンググループでの検討内容

第1期劇場・音楽堂等WG
(第1回)資料3より



- ◆ 令和5年度まで、博物館部会（第1期～第5期）において、博物館における外部資源の獲得、博物館間の連携等について議論を行ってきたが、引き続き、博物館の機能強化等について議論を継続することが必要。
- ◆ 劇場・音楽堂等については、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行から10年が経過し、これまでの取組成果を検証しつつ、今後10年間を見据えながら、劇場・音楽堂等が、①地域の核として、②世界に響く芸術の拠点として、資するよう、場としての運営強化や、場で取り込まれる舞台芸術活動等の強化について検討することが必要。

＜文化施設部会とWGの構成（案）＞



- 劇場・音楽堂等を含めた文化施設の機能強化を検討するため、令和6年度より、博物館部会を文化施設部会に改組。
- 文化施設部会に、博物館に関するワーキンググループを設置し、博物館の運営の在り方や「博物館の設置及び運営上の望ましい基準（告示）」、コレクションマネジメント等を検討する。
- 劇場・音楽堂等についてワーキンググループを設置し、活性化支援施策や「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（告示）」の見直し等について検討する。

1. 1 法制度に関する検討の経緯

＜劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会＞

- 平成22年12月から平成24年1月にかけて計11回開催
→劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ（答申）



劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 制定（平成24年6月公布）

趣旨

我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等（以下「劇場、音楽堂等」という。）に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。

概要

- ① 劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に連携協力することを明確にする。（第2条～第8条）
- ② 国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進める。（第9条～第15条）
- ③ 劇場、音楽堂等の事業の活性化に必要な事項に関する指針を国が作成する。（第16条）

1. 2 事業の活性化のための取組に関する指針について

- 平成24年の劇場法制定に合わせ、翌25年に、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」（平成25年文部科学省告示第60号）が公布された。
- 劇場法施行から10年が経過し、**現在の劇場・音楽堂等の状況を踏まえ、指針を見直すことが望ましいのではないか。**

法律

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
(平成29年6月改正・公布)

**劇場、音楽堂等法
第16条（抜粋）**

第十六条（劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針）

文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

告示

劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（平成25年公布）

本指針は、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、**設置者又は運営者が、実演芸術団体等、国及び地方公共団体並びに教育機関等と連携・協力しつつその設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業を進める際の目指すべき方向性を明らかにすることにより、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図ろうとするものである。**（略）

なお、本指針は、劇場、音楽堂等をめぐり新たな課題等が生じた場合には、適時にこれを見直すこととする。

1. 3 指針の見直しの方角性（案）

- 指針の見直しに当たっては、以下のような変化や社会の要請を踏まえることが必要ではないか。

○文化芸術へのアクセスと社会包摂

- ・「文化芸術基本法」の改正（H29）や「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者芸術推進法）」の制定（H30）、劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業の開始 など

○バリアフリー化の進展

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正（R3）による合理的配慮の提供の義務化
- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の義務基準・誘導基準の改正（R6） など

○地方創生や地域課題解決

- ・「文化芸術基本法」の改正による、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等との連携

○経営基盤の強化・民間活力の活用

- ・ファンドレイジングや劇場経営等への関心の高まりなど
- ・PFI/PPP、コンセッションの推進、指定管理者制度の運用状況を踏まえた見直し など

○安全管理、防災・危機対応

- ・全国公立文化施設協会、劇場等演出空間運用基準協議会等のガイドラインの策定
- ・これまでの災害対応からの学び（避難所対応、デジタル化の必要性） など